

# 高知県公報

発行 高知県  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
発行日 毎週2回  
(火曜日・金曜日)

### 目次

告 示	ページ
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 ( )	1
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示	
○徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長職務代理者の指定	1
監査公表	
○包括外部監査の結果に対する措置	1

### 告 示

#### 高知県告示第790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年10月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市土佐山菖蒲字土居ノ西1530番1から 高知市土佐山西川字中村120番1まで	前	3.2 25.0	274
	後	7.6 38.5	276

#### 高知県告示第791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年10月9日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成30年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市浦ノ内出見字汐ヤ崎1004番2から 須崎市浦ノ内出見字芝崎46番14まで	299	平成30年10月9日

徳島県及び高知県  
参議院合同選挙区  
選挙管理委員会告示

#### 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第3号

次の者が徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長職務代理者となった。

平成30年10月9日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

土居 秀喜

- 1 住所 徳島県阿南市長生町西方68-1
- 2 氏名 芝山 日出高
- 3 指定年月日 平成30年10月9日

### 監 査 公 表

#### 監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、高知県知事から包括外部監査の結果に対する措置について通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年10月9日

高知県監査委員  
30高行管第96号  
平成30年7月10日

高知県監査委員 様

高知県知事 尾崎 正直

平成28年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）  
平成29年3月31日付け高知県公報号外第7号監査公表第4号で公表された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき別紙のとおり通知します。

別紙

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

1

監査結果	措置の内容
<p>第3. 監査の結果及び意見</p> <p>1. 全般事項</p> <p>(2) 県全体として取り組む事項</p> <p>1) 補助金に係る情報公開について（意見）</p> <p>本監査の開始にあたり、県全体としての補助金の交付先リスト（決算ベース）の有無を確認したところ、そのような資料は存在せず、決算審査資料の一部に各課の補助金の情報が記載されている状況であった。</p> <p>今後は、<u>県全体としての県単独補助金リストを作成し、一定規模以上の交付については、①交付先（間接補助の最終交付先を含む）、②交付金額、③交付対象事業等を公開すべきと考える。</u></p> <p>2) 補助金交付要件の見直しについて（意見）</p> <p>県が所管する補助金は、県が直接相手先に交付する直接補助と市町村等を経由して相手先に交付する間接補助の2種類がある。いずれの場合であっても最終的に補助金の交付を受ける者が納税義務を適切に果たしていることが前提となるはずである。</p> <p>この点、一部の補助金では税の滞納がないことを補助要件として補助金交付要綱に定めているが、こうした規定を定めていない補助金も多数見受けられた。</p> <p><u>県全体として、最終的に補助金の交付を受ける者も含め、税の滞納がない事が補助要件となる旨を補助金交付要綱に明確に定めるべきである。</u></p> <p>3) 補助金交付要綱における補助対象経費の定めについて（意見）</p> <p>監査対象とした246件の補助金交付要綱を確認する中で、補助対象経費は「補助対象事業に必要な経費」というような概括的な記載がなされているものが散見された。</p> <p>こうした概括的な記載による影響として、実際の補助対象経費の選定が所管課の解釈によって運用されていた事例も見受けられた。</p> <p><u>補助金交付要綱上の補助対象経費の記載方法については、補助金の交付趣旨を踏まえた形で、「補助対象事業に必要な経費」という記載を廃止するか、こうした記載をする場合には補助対象経費を例</u></p>	<p>1) 補助金に係る情報公開について【財政課】</p> <p>県政運営指針に準じ、県単独補助金（継ぎ足し補助金を除く。）及び交付金（税関係の交付金を除く。）の実績について、リストを作成し、平成30年7月下旬にホームページで公開します。</p> <p>平成29年度事業の実績分から実施し、1件あたりの金額がハード事業に係るものは30,000千円以上、ソフト事業に係るものは5,000千円以上を対象とし、公開します。</p> <p>2) 補助金交付要件の見直しについて【財政課】</p> <p>平成30年3月に補助金等交付規則の運用についての通知を一部改正し、事業を営む法人及び個人を対象とする補助事業について、県税の滞納がないことを補助要件とし、各補助金交付要綱を改正することとしました。</p> <p>3) 補助金交付要綱における補助対象経費の定めについて【財政課】</p> <p>平成29年度の補助金交付要綱を制定する際に財政課に合議のあった案件については、「補助対象事業に必要な経費」という記載を廃止するか、こうした記載をする場合には、補助対象経費を例示する等の措置を行いました。</p> <p>なお、その他の補助事業についても、同様に一定の判断の目安を示すため、例示を入れるなどの対応を行うよう平成30年3月に全庁に周知しました。</p>

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

2

監査結果	措置の内容
<p><u>示す等の措置が望まれる。</u></p> <p>4) 補助効果の分析について【意見】 一定の施策の実現を目指して補助金を交付するケースにおいて、補助効果としての実績値を体系的に把握し整理していない事例や、当初の計画値を大幅に達成できていないにもかかわらず原因分析後の具体的な対応が適時になされていない事例等が見受けられた。 こうした中で、補助効果の実績値を体系的に把握・整理していないというような事務や、当初の計画値を大幅に達成できていないにも関わらず原因分析後の具体的な対応が適時に実施できていない事務は、補助効果を適時適切に把握する事務としては不十分と考えられる。 <u>補助効果の実績値を体系的に把握・整理することはもちろん、原因分析後の具体的な対応も適時に実施することが望まれる。</u></p> <p>(3) 個別事項における類似した監査の結果及び意見</p> <p>1) 補助対象経費等の確認事務について【結果】 補助金実績報告書において、本来は補助対象経費にあたらぬ経費が補助対象経費に含まれて報告されている事例や、補助金実績報告書における事業費が補助団体全体の事業費を上回っているケースなど、明らかに事務誤りであると認められる事案が見受けられた。その多くは補助基準額の制限等により結果として補助金交付額は誤っていなかったが、状況によっては補助金交付額を誤り補助金の返還を求めなければならないことも起こり得た事案である。 各個別事項でも述べているが、<u>改めて確認事務を十分に行う必要がある。</u></p> <p>2) 補助金の適正執行の確認について【結果】 補助金の交付先において、県からの補助金を含めて収入のすべてを単年度に支</p>	<p>4) 補助効果の分析について【財政課】 指摘を受けた事業のうち、特用林産業新規就業者支援事業については、平成28年度に就業実績を報告するよう交付要綱を改正しました。 研究開発事業化事業費補助金については、平成29年度から商工労働部に所管替えを行っています。商品のリリース時期が大手業者と競合したことが売り上げ不振の原因と分析し、時機を得た事業実施を図るため、事業の進捗管理を適切に行い、必要に応じて繰越制度が活用できるよう指導し、新たな要綱から繰越承認申請が可能となる条項を追加しました。 県産材販売促進検証事業費補助金については、従来行ってきたプロジェクトチームでの効果の検証にかかる協議にとどまらず、より明確なものとなるよう要綱に効果調査の条項を設けて様式を定め、報告書を提出させることとしました。 その他の補助金についても、補助金交付要綱の合議が回ってきた段階で、原因分析と事業実施後の対応が可能となるよう明文化する等、適切に指導していきます。</p> <p>1) 補助対象経費等の確認事務について【財政課】 今回の指摘を受け、各所属においても確認を十分に行い、適切な執行に努めているところですが、平成30年3月1日に更なる徹底を周知するための文書通知を行いました。 また、平成29年度から補助金申請の合議のあった事業について、対象経費の確認を行っており、今後も引き続き確認を行っていきます。</p> <p>2) 補助金の適正執行の確認について【財政課】 指摘のあった当該事業については、当年度の事業に必要な文房具の購入であつ</p>

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

3

監査結果	措置の内容
<p>出しているものが見受けられた。報償費や旅費等の経費の支出後の残額について必要な文房具等の購入に充てている旨の回答があったが、消費税が導入されている今日の経済活動を前提にした場合には、収入のすべてを単年度に支出することは極めて特殊な状況である。 監査人としては、補助金の交付先において補助金を使い切るための非効率な支出がなされているとの疑念を抱かざるを得ない。 <u>収入のすべてを単年度に支出している事例がある場合には、必要に応じて内容の調査を行う等の対応が必要と考える。</u></p> <p>3) 補助金交付先の財政状況に応じた取扱いについて【意見】 運営費補助金やこれに類似すると思われる補助金において、交付先団体に一定の剰余金や繰越金等があるにもかかわらず、こうした状況を十分に確認しないままに補助金を交付している事例が見受けられた。各個別事項でも述べているが、<u>補助金交付にあたっては、補助金交付団体の財政状況を十分に精査した上で、補助金交付額を決定することが望まれる。</u></p> <p>2. 個別事項</p> <p>(1) 地域防災対策総合補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 設備の定期的な稼働確認について【意見】 県は市町村に対して、補助金交付後の稼働確認までは求めておらず、また、その状況を把握していなかった。 当該補助金の目的は、地域の防災対策を総合的に推進し、災害に強い人づくり、地域づくりを目指すことにある。災害が起こった場合に、避難所生活を行うため、電源を安定的に確保することは絶対に欠かせないことである。 いつ発生するか予測できない災害に備えるため、市町村に対して定期的に防災訓練を実施するよう指導し、その中で稼働確認について実施していくことが望まれる。</p> <p>(2) 災害対応型給油所整備促進事業費補助</p>	<p>たことを確認するとともに、平成29年度においては、交付決定通知書に「事業に必要なでない経費（当年度の事業に直接必要なでない文房具等）」を除くことを記載しました。</p> <p>3) 補助金交付先の財政状況に応じた取扱いについて【財政課】 平成29年度から、剰余金や繰越金等も考慮し、各団体の財政状況を見極めながら、補助金交付額の決定を行っています。 今後も、必要に応じ関係書類の提出を求め等により、財務状況等を精査した上で補助金交付額を決定します。</p> <p>(1) 地域防災対策総合補助金【南海トラフ地震対策課】</p> <p>① 設備の定期的な稼働確認について 地域防災対策総合補助金において、資機材整備として発動発電機を補助の対象としており、補助金により取得した資機材については、高知県補助金等交付規則に基づき、間接補助事業者である市町村に対し、適切な管理を行うよう要請しておりますほか、日ごろから、市町村や地域住民の皆様から「自主防災活動事例集」等の啓発冊子等により周知し、防災訓練などを通じて、発動発電機の稼働確認を実施していただいています。 さらに、多くの機会を捉え稼働確認を実施できるように、市町村に対して、担当者や地域本部からも周知しており、引き続き取り組んでいきます。</p> <p>(2) 災害対応型給油所整備促進事業費補助</p>

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

4

監査結果	措置の内容
<p>金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 設備の完了検査時の稼働確認について（結果）</p> <p>設備の完了検査時に稼働確認が行われていない市町村が半数以上を占めていた。当該補助金の目的は、災害時に停電等が発生した際において、ガソリン等の安定的な供給を確保することにある。設備の完了検査時にすら稼働確認を行っていない場合、災害が起こった際に稼働しないことも十分に考えられる。</p> <p><u>災害時にガソリン等の安定的な供給を確保するため、設備の完了検査時に必ず稼働確認を行うよう、市町村に対して指導を行う必要がある。</u></p> <p>② 設備の定期的な稼働確認について（意見）</p> <p>自家発電設備の出力が10キロワット以上であれば電気事業法による点検が設置者である事業主に義務付けられるが、10キロワット未満のものも補助対象となるため、電気事業法等による点検義務が必ずしも義務付けられているわけではない。</p> <p><u>当該設備は災害時という異常事態に使用する設備であり、日常的に使用する性質のものではないため、いつ発生するか予測できない災害に備え、補助金交付後の稼働確認を継続させる仕組みの構築が必要である。</u></p> <p><u>交付要綱の改正を求めるなど、市町村に対して必要な指導を行うことが望まれる。</u></p> <p>(3) 中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 納税情報の確認について（意見）</p> <p>交付要綱では、補助金の交付を受ける医療法人等が税を滞納していないことを交付要件としておらず、税の滞納がないことを確認していない。</p> <p>補助金実績報告書に添付されている研修受講者の賃金台帳を確認すると、住民税が控除されておらず、住民税が普通徴収となっている交付先が見受けられた。</p> <p><u>住民税が特別徴収ではなく、普通徴</u></p>	<p>金【消防政策課】</p> <p>① 設備の完了検査時の稼働確認について</p> <p>補助要綱の実績報告書に「稼働確認の有無」欄を設け、発電機の稼働確認を行うよう明記しました。</p> <p>② 設備の定期的な稼働確認について</p> <p>前述の南海トラフ地震対策課の補助金により整備された発電機については、自主防災組織や市町村が定期的に行っている防災訓練において稼働を確認できますが、消防政策課の当補助事業は、民間事業者を対象としていることから、定期的な稼働の確認をしていただくため、補助金要綱に、設置後から耐用年数期間は毎年「稼働確認報告書」を市町村から提出するよう定めました。</p> <p>(3) 中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金【医療政策課】</p> <p>① 納税情報の確認について</p> <p>交付申請書の様式を改正し、交付先法人に加え研修受講者（住民税が特別徴収ではなく、普通徴収となっている場合）について、納税証明書（滞納がないことを証するもの）の添付が必要であることを明記しました。</p>

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

5

監査結果	措置の内容
<p><u>収となっている場合には、交付先法人に加えて研修受講者の納税情報も確認することが望まれる。</u></p> <p>(4) 新人看護職員研修事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 実績報告書の内容確認について（意見）</p> <p>補助金実績報告書には「対象経費の支出額内訳」が添付されており、研修経費、教育担当者経費、医療機関受入研修事業の別に支出額の内容が記載されているが、各経費の人件費部分は、単価に研修時間を乗じることで支出額を算定していた。</p> <p>しかし、単価の計算方法が明示されていないものが散見され、単価も2千円程度から5千円程度と医療機関ごとにバラツキが見受けられた。</p> <p><u>月給を勤務時間で除して単価を算定していると推測されるが、県としてもどういった過程で単価が計算されているのかを把握することが必要と考える。</u></p> <p>今後は、単価の算定過程を「対象経費の支出額内訳」に記載することを求めることが望まれる。</p> <p>(5) 臓器移植対策事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助金交付額の算定について（結果）</p> <p>腎協会では、常勤職員に対する退職金を支出するために、退職積立金特別会計を設けている。</p> <p>しかし、平成26年度末時点で常勤職員は退職により存在せず、当該特別会計の繰越額（659千円）は目的のない資金として残存している。<u>本来であれば、平成26年度末の繰越額は一般会計への繰入金支出として一般会計へ戻す処理が必要であった。その上で、一般会計における補助金交付額を算定する必要があった。</u></p> <p>平成27年度も常勤職員は存在しなかったが、平成28年度には常勤職員が1名存在しているとのことである。</p> <p><u>平成28年度の決算において、過去の退職積立金特別会計の繰越額は一般会</u></p>	<p>(4) 新人看護職員研修事業費補助金【医療政策課】</p> <p>① 実績報告書の内容確認について</p> <p>平成29年1月初旬に各補助事業者に対し、変更申請や実績報告書作成の注意点について通知をする際に、単価の積算根拠等の明記についても注意喚起を行いました。</p> <p>今後、実績報告書の内容について十分確認し、単価の積算根拠の記載漏れがあれば確実に補正を求めていきます。</p> <p>(5) 臓器移植対策事業費補助金【医療政策課】</p> <p>① 補助金交付額の算定について</p> <p>過去の退職積立金特別会計の繰越額について、平成28年度に一般会計へ繰り入れたうえで、平成28年度の補助金実績報告の際に精算し、不用額の戻入を行いました。</p>

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

6

監査結果	措置の内容										
<p>計へ繰り入れ、新任の常勤職員の要積立額を繰り出す処理を実施した上で、補助金交付額を算定する必要がある。</p> <p>(6) 指定医療機関等医師住宅整備事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助対象経費の確認について(結果)</p> <p>本補助金は、医師住宅の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費となっており、住宅内のルームエアコンや照明設備等の備品関係は補助対象外経費として取り扱われている。</p> <p>本山町の事業実績報告書では、工事内訳明細書における電気設備工事が補助対象経費として報告されていた。内訳書における電気設備工事の内容を確認すると、補助対象外経費とされるはずの、次のような備品関係の明細が記載されていた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ルームエアコン1台</td> <td>143,300</td> </tr> <tr> <td>ルームエアコン2台</td> <td>110,740</td> </tr> <tr> <td>寝室・洋室シーリングライト</td> <td>48,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>302,040</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>本山町の補助対象経費の実支出額はこれらを除いても基準額を超過しており、補助金交付額に誤りはなかったものの、工事一式での発注の場合の補助対象経費の確認を十分にする必要があり。</u></p> <p>(7) 民生委員・児童委員活動費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助事業者における資金の用途について(結果)</p> <p>民生委員は無報酬ではあるが、民児協からは交通費や通信費等相当分として一定の経費が支給されており、本補助金はその財源となっている。</p> <p>実績報告書に添付されている収支決算書の支出の項目に補助対象経費ではない飲食代と慶弔費が計上されているものが数件あった。その中から抽出した3地区の収支状況の概要及び飲食代等の金額は下表の通りである。</p>	項目	金額(円)	ルームエアコン1台	143,300	ルームエアコン2台	110,740	寝室・洋室シーリングライト	48,000	計	302,040	<p>(6) 指定医療機関等医師住宅整備事業費補助金【医師確保・育成支援課】</p> <p>① 補助対象経費の確認について</p> <p>補助対象経費を明確にするため、平成29年4月に補助金交付要綱を一部改正し、補助対象外となる経費を明示しました。</p> <p>また、平成28年度の補助事業の執行においては、補助事業者に対して備品が対象外経費となることを周知し、検査・確定時には、対象外となるものが補助対象経費として計上されていないかを確認しました。</p> <p>(7) 民生委員・児童委員活動費補助金【地域福祉政策課】</p> <p>① 補助事業者における資金の用途について</p> <p>活動費補助金については、平成29年3月17日付けで交付要綱を改正し、補助対象となる経費の具体例を示すとともに、県補助金がどの経費に充てられているかについて、収支予算書及び収支決算書で明示することとし、平成28年度実績報告及び平成29年度交付申請から確認しています。</p>
項目	金額(円)										
ルームエアコン1台	143,300										
ルームエアコン2台	110,740										
寝室・洋室シーリングライト	48,000										
計	302,040										

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

7

監査結果	措置の内容																																																														
<p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金(県他)</td> <td>9,411</td> <td>3,814</td> <td>1,298</td> </tr> <tr> <td>参加料収入(*1)</td> <td>452</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他収入</td> <td>129</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前年度繰越金</td> <td>13</td> <td>51</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>歳入合計</td> <td>10,006</td> <td>3,866</td> <td>1,379</td> </tr> <tr> <td>各種支出</td> <td>9,986</td> <td>3,809</td> <td>1,301</td> </tr> <tr> <td>次年度繰越金</td> <td>20</td> <td>56</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>支出合計</td> <td>10,006</td> <td>3,866</td> <td>1,379</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1) A地区の参加料収入は、県外研修の個人負担であり、これに係る支出として宿泊料220千円、バス借上料488千円及び飲食代他453千円が計上されている。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>支出内容</th> <th>金額</th> <th>個人負担(*1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>定期総会 食料・飲料</td> <td>140</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>県外研修 飲食代他</td> <td>453</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>慶弔費他</td> <td>74</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>懇親会費等</td> <td>159</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>慶弔費</td> <td>10</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1) ○は個人負担あり、×は個人負担なし。</p> <p>県からの補助金は全てこれら以外の補助対象経費に充てられており、飲食代等には充てられていないとのことであったが、市町村からの補助金が飲食代等に充てられていることも考えにくいため、市町村と連携して実態の把握をすべきである。</p> <p>② 補助対象経費の適正執行の確認について(結果)</p> <p>実績報告書の収支決算書を確認したところ、県からの補助金を含めて収入のすべてを単年度に支出しているものが7件あった。その理由として帳簿のつじつま合わせも考えられることから、所管課にその理由を確認したところ、回答は下記のとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科目	A	B	C	補助金(県他)	9,411	3,814	1,298	参加料収入(*1)	452	-	-	その他収入	129	0	0	前年度繰越金	13	51	80	歳入合計	10,006	3,866	1,379	各種支出	9,986	3,809	1,301	次年度繰越金	20	56	77	支出合計	10,006	3,866	1,379	地区	支出内容	金額	個人負担(*1)	A	定期総会 食料・飲料	140	×	県外研修 飲食代他	453	○	B	慶弔費他	74	×	C	懇親会費等	159	×	慶弔費	10	×	回答	件数			<p>② 補助対象経費の適正執行の確認について</p> <p>平成28年度から、民児協に対して県から交付した活動費は当該年度内の事業執行に必要な経費に充当し、残額が生じた場合には県に返還するよう徹底しています。</p>
科目	A	B	C																																																												
補助金(県他)	9,411	3,814	1,298																																																												
参加料収入(*1)	452	-	-																																																												
その他収入	129	0	0																																																												
前年度繰越金	13	51	80																																																												
歳入合計	10,006	3,866	1,379																																																												
各種支出	9,986	3,809	1,301																																																												
次年度繰越金	20	56	77																																																												
支出合計	10,006	3,866	1,379																																																												
地区	支出内容	金額	個人負担(*1)																																																												
A	定期総会 食料・飲料	140	×																																																												
	県外研修 飲食代他	453	○																																																												
B	慶弔費他	74	×																																																												
C	懇親会費等	159	×																																																												
	慶弔費	10	×																																																												
回答	件数																																																														

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

8

監査結果		措置の内容
①委員活動費等の支出をした後の残額については、必要な文房具の購入（需要費）に充てている。	4件	(8) 高知県社会福祉協議会活動費補助金【地域福祉政策課】
②年度ごとの残額は町補助金を返還している。	3件	
<p>理由が②である場合は特に問題ないが、理由が①である場合は補助金を使い切るために非効率な支出をしていることも考えられる。</p> <p>本件のようなケースでは、<u>民児協において必要とされる活動に支出されていることを確認し、必要に応じて帳簿等の提出を求めることや実地調査を行うこと等の措置を講じることが望まれる。</u></p>		
<p>(8) 高知県社会福祉協議会活動費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助金交付時の財政状況等の精査について（意見）</p> <p>県社協の一般会計に係る当期資金収支差額合計は57,406千円の支出超過となっているが、現金預金の残高は613,887千円、財政調整積立資産の残高は81,076千円であり、毎年交付している補助金額を十分に上回っており、余剰資金を有していると考えられる。</p> <p>県社協は地域福祉の充実を目指して県とも連携して事業を推進しているが、<u>県とは別の法人格を有している以上、県社協の財政状況等を十分に精査した上で、補助金交付額を決定することが望まれる。</u></p> <p>なお、所管課が改めて確認し、得た回答は以下のとおりであった。</p>		<p>(8) 高知県社会福祉協議会活動費補助金【地域福祉政策課】</p> <p>① 補助金交付時の財政状況等の精査について</p> <p>平成29年度の交付申請時から県社協から直近（平成28年上半年期）の財務報告等の関係資料の提出を受け、財務状況を精査し、補助金交付額を決定しています。</p> <p>今後も必要に応じて関係書類の提出を求める等により、財務状況等を精査した上で補助金交付額を決定します。</p>
<p>現金預金613,887千円のうち522,883千円は介護福祉士等修学資金貸付事業の、14,960千円は保育士修学資金貸付事業の原資及び事務費として国から交付されており、その用途はそれぞれの事業に係るものに限定され、事業廃止の際は国庫に返還する必要がある。また、これらの貸付事業に係る現金預金を差し引いた76,044千円と財政調整積立資金81,076千円とを合わせた157,120千円が実質的な現</p>		

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

9

監査結果		措置の内容																								
<p>金預金となるが、県社協の月平均支出89,701千円と比較すると、1.75か月分の程度の運転資金しか有していない。</p>		(9) 福祉・介護人材参入促進事業費補助金【地域福祉政策課】																								
<p>(9) 福祉・介護人材参入促進事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助対象経費の算定方法について（意見）</p> <p>県内には介護福祉士を養成している法人が2法人あり、当該2法人が実施する介護福祉士志望者の募集活動に対して補助金を交付している。</p> <p>両法人の補助対象経費の積算内訳を確認したところ、下表の通り、<u>共通する経費もあったが、報償費の算定方法等に相違が見られた。</u></p>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A法人</th> <th>B法人</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報償費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>A：1,210円／時間×時間数 B：600円／日×日数</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>A：宿泊費が計上されている B：宿泊しているが、宿泊費が計上されていない</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>需要費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		A法人	B法人	備考	報償費	○	○	A：1,210円／時間×時間数 B：600円／日×日数	旅費	○	×	A：宿泊費が計上されている B：宿泊しているが、宿泊費が計上されていない	使用料	○	○		需要費	○	○		負担金	○	○		<p>(9) 福祉・介護人材参入促進事業費補助金【地域福祉政策課】</p> <p>① 補助対象経費の算定方法について</p> <p>報償費については、2法人ともにそれぞれの規程等に基づき適切に補助対象経費が算定されていました。</p> <p>旅費については、宿泊費が補助対象経費であることの説明が充分ではありませんでした。</p> <p>平成29年度は、2法人に対し、補助対象経費及び算定方法の説明を行ったうえで、補助金交付申請書の受付を行い、申請内容（積算内訳等）を精査し、交付決定を行いました。</p>
	A法人	B法人	備考																							
報償費	○	○	A：1,210円／時間×時間数 B：600円／日×日数																							
旅費	○	×	A：宿泊費が計上されている B：宿泊しているが、宿泊費が計上されていない																							
使用料	○	○																								
需要費	○	○																								
負担金	○	○																								
<p>(*) ○は計上あり、×は計上なし。</p> <p><u>補助対象経費の算定方法の違いによって補助事業者間において補助金額に不公平が生じてはならない。補助対象経費の算定方法を補助事業者に明確に示すとともに、補助事業者に補助対象経費を適正に算定、報告するよう指導することが望まれる。</u></p>																										
<p>(10) 社会福祉活動費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助対象経費の執行確認について（意見）</p> <p>更生保護法人高知保護観察協会（以下、本項では「協会」という。）が実施する高知県更生保護女性連盟への助成事業等に補助金を定額で交付してい</p>		<p>(10) 社会福祉活動費補助金【地域福祉政策課】</p> <p>① 補助対象経費の執行確認について</p> <p>平成28年度の実績報告から、他会計への繰出し分及び関係団体に再交付している補助金について、出納帳及び決算書の提出を求め、補助対象経費の詳</p>																								

監査結果	措置の内容
<p>る。 実績報告書に添付されている収支計算書にはこれらの項目別に総額は記載されているが、経費の詳細な内訳までは確認できなかった。 <u>補助対象経費の詳細な内訳及び支払事実を確認するため、他会計への繰出しであっても、証憑書類を入手することが望まれる。</u> また、協会から関係団体に再交付されている補助金については、関係団体から補助対象経費に係る証憑書類を入手するよう協会を指導し、必要に応じて県への提出を求めることが望まれる。</p> <p>② 補助金交付時の財政状況等の精査について(意見) 本補助金は事業費補助ではあるが、協会は主な財源が会費収入や補助金収入であって、営利を目的としていない法人であることから、特定の目的を持たない余剰資金があれば優先して事業費に充てるべきである。 <u>協会の財政状況等を十分に精査した上で、補助金交付額を決定することが望まれる。</u> なお、所管課が改めて確認した結果、協会は、平成28年度に、別の更生保護法人が行う更生保護施設の改築の助成として、12,000千円を支出するとともに、当該施設の次回の改築への助成に備えて、2,000千円の積み立てを行ったとのことであった。</p> <p>(11) 住宅等改造支援事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 実施基準に基づかない補助金交付について(結果) 補助対象工事について、交付要綱第3条及び住宅等改造支援事業実施基準(個人用)(以下、本項では「実施基準」という。)第7条第1項では、下記の通り規定しているが、一般高齢者のシャワーユニットの新設に対して、100千円の補助金が交付されていた。 <b>【要綱第3条】</b> 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の</p>	<p>細な内訳及び支払事実を確認し、適正に執行されていることを確認しています。 また、補助金交付要綱を平成29年4月1日付けで改正し、補助対象経費(補助対象事業)の詳細な内訳の記載及び支払事実を確認するための証拠書類の提出を求めるようにしました。</p> <p>② 補助金交付時の財政状況等の精査について 平成29年度の交付申請時から、出納帳及び決算書の提出を求め、財務状況を精査し、補助金交付額を決定しています。 今後、必要に応じ関係書類の提出を求める等により、財務状況等を精査した上で補助金交付額を決定します。</p> <p>(11) 住宅等改造支援事業費補助金【高齢者福祉課】</p> <p>① 実施基準に基づかない補助金交付について 実施基準に基づかない補助金を交付していた宿毛市に対して、100千円全額の返還命令を行い、平成28年度中に返還されています。 また、平成29年度の実施基準から間接補助金の対象工事と対象外工事を別表に定め、明確に示すこととしました。 今後は、見直し後の実施基準に基づき、適正に交付を行い、再発防止に努めます。</p>

監査結果	措置の内容								
<p>実施基準は、別紙に定めるとおりとする。</p> <p><b>【要綱第7条第1項】</b> 対象工事は、浴室、玄関、台所、便所、廊下、階段、居室等を要介護者等又は一般高齢者の身体状況等に応じて、安全かつ利便性に優れたものに改修又は改築とするものとする。 ただし、一般高齢者においては、介護保険法における住宅改修の範囲とする。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="1308 587 1603 721"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>交付決定額</th> <th>総事業費</th> <th>改造場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿毛市</td> <td>100</td> <td>367</td> <td>シャワーユニットの設置</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>一般高齢者のシャワーユニットの新設を補助対象とすることの適切性について、所管課にヒアリングしたところ、介護保険法における住宅改修には当たらないとのことであり、実施基準に基づかない補助金が交付されていた。交付段階において所管課はそのことに気付いておらず、今回の監査で判明した。</u> <u>実施基準に基づかない交付は認められず、所管課は実施基準の内容を熟知する必要がある。</u> なお、平成28年度に実施基準の一部を改正し、第7条第1項の但書の文言を削除している。</p> <p>② 実施基準の見直しについて(意見) 補助対象経費について、実施基準では市町村の支出である補助金、交付金及び扶助費としており、要介護者等又は一般高齢者における経費は記載されていない。 これは、本補助金は要介護者等又は一般高齢者に対する間接補助金であり、県の直接の交付先は市町村であることによるものと考えられる。 実施基準は補助金交付事務の拠り所となるものであり、補助対象経費、対象外経費が明確に示されるよう実施基</p>	市町村	交付決定額	総事業費	改造場所	宿毛市	100	367	シャワーユニットの設置	<p>② 実施基準の見直しについて 平成29年度の実施基準から間接補助金の対象工事と対象外工事を別表に定め、明確に示すこととしました。</p>
市町村	交付決定額	総事業費	改造場所						
宿毛市	100	367	シャワーユニットの設置						

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

12

監査結果	措置の内容								
<p><u>準を見直すことが望まれる。</u></p> <p>③ 見積書の確認について（意見） 浴室の鏡の設置工事に係る経費について、補助対象外経費とされているところ、業者からの見積書において明記され補助対象経費から除かれている事例があったが、下記の補助金交付では、業者からの見積書に浴室の設置工事に係る金額が一式で計上されており、詳細な内訳を書面で確認できなかった。</p> <p style="text-align: center;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>交付決定額</th> <th>総事業費</th> <th>改造場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構原町</td> <td>333</td> <td>1,067</td> <td>浴室、便所</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>見積書に金額が工事一式で計上されているものは、詳細な内訳が記載されている見積書を提出している事業実施者と不公平な取扱いがなされないよう、補助対象経費の有無を口頭で確認するだけでなく書面で確認するため、市町村を通して事業実施者に業者からの工事一式に係る内訳の入手及び提出を求めることが望まれる。</u></p> <p>(12) 介護サービス相談体制整備事業費補助金 2) 監査の結果及び意見 ① 委員会の開催状況の確認について（意見） 高知県国民健康保険団体連合会（以下、本項では「国保連合会」という。）の苦情処理業務に補助金を交付している。 介護サービス苦情処理委員会は毎月1回開催されることとなっているが、所管課では開催状況を確認していなかった。 <u>当委員会は苦情処理業務の中で事業所の指導及び助言を行う重要な役割を担う機関であって、その開催に係る費用は補助対象経費であることから、当委員会の開催日ごとの議事録等を入手し定期的に開催されていることを確認することが望まれる。</u></p> <p>② 補助金額の妥当性の検証について（意見） 国保連合会非常勤職員2名の従事日数について、平成27年度においては合</p>	市町村	交付決定額	総事業費	改造場所	構原町	333	1,067	浴室、便所	<p>③ 見積書の確認について 監査での指摘以降、ユニットバスが補助対象の場合には、詳細な内容が記載されている見積書の提出を求め、補助対象工事の有無を確認するようにしています。 また、平成29年度の実施基準から「ユニットバス設置については内訳書を添付すること」との記載を追加しました。</p> <p>(12) 介護サービス相談体制整備事業費補助金【高齢者福祉課】 ① 委員会の開催状況の確認について 平成28年度の実績報告から、「介護サービス苦情処理委員会」の議事録の提出を求め、委員会の開催状況を確認するようにしています。 また、平成29年度の交付要綱から、事業実績報告書の様式に、議事録を添付するよう明記しました。</p> <p>② 補助金額の妥当性の検証について 平成28年度の実績報告等により、現行の勤務形態による「非常勤職員の業</p>
市町村	交付決定額	総事業費	改造場所						
構原町	333	1,067	浴室、便所						

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

13

監査結果	措置の内容									
<p>計で261日と計算される。これは、苦情相談1件当たり約4日を要していることになるが、所管課は非常勤職員の概ね必要な業務量を把握できておらず、補助金額の妥当性を検証できなかった。</p> <p><u>補助金額の妥当性を検証するため、所管課は国保連合会非常勤職員の業務量及び必要な従事日数等を把握するとともに、業務量及び必要な従事日数等に基づいた適正な補助金額とすることが望まれる。</u></p> <p>(13) 高齢者向け住まい確保対策モデル事業費補助金 2) 監査の結果及び意見 ① 交付要綱に基づかない補助金交付について（結果） 市町村等が行う高齢者向けの住まいの整備に補助金を交付している。 補助対象経費について、交付要綱別表第1では、建物の設計及び工事の施工管理に要する経費並びに既存の施設、設備等の撤去に伴う廃棄物の運搬及び処分等に要する経費は補助対象としないと規定されている。 内訳について、設計書を閲覧したところ、下記の経費は補助対象外経費に該当するが、県が見落としたことにより補助対象経費に含められていた。 <u>交付要綱に基づいて補助金額を適正に算定するよう再発防止に努めるべきである。</u> なお、過大交付額の返還がなされていることを監査の過程で確認した。</p> <p>② 交付要綱の見直しについて（意見） 補助金実績報告書の添付資料である工事請負費の内訳において、補助対象外経費と考えられる下記の経費が含まれていた。</p> <p style="text-align: center;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場管理費</td> <td>—</td> <td>658</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>—</td> <td>642</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助対象経費とすることの適否について、所管課にヒアリングを行ったところ、回答要旨は下記の通りであり、補助金の過大交付にはなっていなかった。</p>	名称	内容	金額	現場管理費	—	658	一般管理費	—	642	<p>務量及び従事日数等」の確認及び把握を行いました。平成29年度の実態を踏まえ、必要な業務量、従事日数等を再整理し、見直しを行いました。 また、平成29年度の交付要綱から、交付申請書と事業実績報告書の様式に、苦情処理業務と苦情処理委員会の業務内容及び従事日数等を区別して記載するよう明記しました。</p> <p>(13) 高齢者向け住まい確保対策モデル事業費補助金【高齢者福祉課】 ① 交付要綱に基づかない補助金交付について 過大交付額については、返還の手続きを速やかに行いました。 今後は、交付要綱に基づき、適正に交付を行い、再発防止に努めます。</p> <p>② 交付要綱の見直しについて 交付要綱の解釈により異なる取扱いがなされることを防ぐため、補助対象経費、対象外経費が明確に示されるよう平成29年度の交付要綱を改正しました。</p>
名称	内容	金額								
現場管理費	—	658								
一般管理費	—	642								



監査結果		措置の内容
名称	回答要旨	
現場管理費	間接工事費であるため補助対象経費に含まれる。	
一般管理費	補助対象経費に含まれる。	
<p>所管課によれば、補助対象外経費の「建物の設計及び工事の施工管理に要する経費」は外部の設計業者に委託した場合の経費であるとのことであったが、このことが交付要綱では明確に示されておらず、これらに要する全ての経費が補助対象外経費とも読める。</p> <p><u>交付要綱の解釈により異なる取扱いがなされることを防ぐため、補助対象経費、対象外経費が明確に示されるよう交付要綱を見直すことが望まれる。</u></p>		
(14) 軽費老人ホーム事務費補助金	2) 監査の結果及び意見 ① 補助対象外経費の金額把握について（結果） 補助対象となっている施設の中には、特定施設入居者生活介護サービスも併せて行っている施設がある。当該サービスに係る事業費について、軽費老人ホームのサービスではないことから補助対象外とされているが、実績報告書の関係書類である補助金精算内訳書で区分されておらず、事務費実支出額に含められていた施設が4施設あった。 <u>補助対象外経費の金額を把握するため、実績報告では特定施設入居者生活介護サービスに係る事業費が区分された補助金精算内訳書を入手する必要がある。</u>	(14) 軽費老人ホーム事務費補助金【高齢者福祉課】 ① 補助対象外経費の金額把握について 平成28年度の実績報告及び平成29年度の交付申請の際には、各施設に対し、特定施設入居者生活介護に係る経費については、補助対象経費から除いた内訳書を提出するよう、あらかじめ文書にて通知しました。 なお、これにより提出のあった書類については、いずれも適正であることを確認しました。 また、平成29年度から交付要綱を改正し、特定施設入居者生活介護に係る経費について、補助対象経費から除くことを明確化しました。
(15) 介護基盤緊急整備等事業費補助金	2) 監査の結果及び意見 ① 契約手続の準拠性について（結果） 事業を行うために締結する契約については、交付要綱第5条において市町村が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならない旨を規定している。 各地区の工事請負契約について、工事費は随意契約によることができる金額を超えているが、いずれも随意契約となっていた。補助金が交付された地	(15) 介護基盤緊急整備等事業費補助金【高齢者福祉課】 ① 契約手続の準拠性について 平成29年度からは、事業を実施する際に随意契約によることができる金額を超えている場合は、間接補助事業者においても原則入札によることを明確化するとともに、入札以外の方法を採用とする場合は県と協議を行うよう、交付要綱を改正しました。

監査結果		措置の内容
<p>区の中には、建築業者である地区長が自ら工事を請け負っている事例もあった。</p> <p>これに対して、土佐清水市の見解は、下記のとおりであった。</p>		
<p>市の行う事業で類似するものの規則及び地方公共団体の入札・契約制度を参考に、契約内容について決定している。</p> <p>地方公共団体の入札・契約制度の概要</p> <p><b>【随意契約について】</b> (意義) 地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法</p> <p>○随意契約によることのできる要件</p> <p>②契約の性質・目的が競争入札に適しない契約をするとき。 ③緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 ⑥競争入札に付することが不利と認められるとき。</p>		
<p>土佐清水市の行う事業で類似するものの規則を参考にしているとのことであるが、要綱は市町村が行う契約手続に準じることとしているため、類似するものの規則で事業者が随意契約によることのできたとしても、それは参考にならないはずである。また、各地区の工事請負契約は通常の契約と何ら変わりがなく、土佐清水市が提示している随意契約によることのできる要件のいずれにも該当しないと考えられる。</p> <p><u>各地区が要綱に従い入札により契約を締結するよう、土佐清水市を指導する必要がある。</u></p>		
(14) 軽費老人ホーム事務費補助金	② 補助金のあり方について（意見） 地域の範囲及び住民数に関係なく補助上限額8,500千円の公費を一律に投じるのは経済合理性に著しく欠けると言わざるをえない。 <u>少人数の地域については、集会所等の新築又は改修に限らず、費用を低減できる他の方法も検討し、費用対効果が高く見込まれる方法により介護予防の促進を図るべきである。</u>	(14) 軽費老人ホーム事務費補助金【高齢者福祉課】 ② 補助金のあり方について 高知県介護基盤整備等事業費補助金交付要綱の別表第1「コ 介護予防拠点」について、平成29年度からは交付要綱を改正し、「1回あたりの参加人数が概ね10名以上で、週1回以上の介護予防（運動機能向上以外の取組を含む）の取組を実施するものとする。」を補助対象の要件として追加しました。

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

16

監査結果	措置の内容
<p>介護予防拠点等の整備に補助金を交付するに当たって、<u>各地域の住民数に見合った補助金額となるよう、地域の範囲及び住民数に関する要件や、地域の住民数に応じた上限額を定める等の要綱の見直しを行うことが望まれる。</u></p> <p>(16) 身体障害者福祉団体育成事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助金交付時の財政状況等の精査について（意見）</p> <p>補助対象経費の主な内訳は事務局長に係る人件費であり、本補助金は実質的に団体の運営費補助となっている。現金預金の残高は1,422千円であるが、特定資産の退職給付引当資産の残高は18,378千円で退職給付引当金の残高を14,601千円上回っており、余剰資金を保有していると見られる。<u>補助金は補助の重要性及び緊急性等を勘案して交付される必要があることから、高知県身連の財政状況等を十分に精査した上で、補助金交付額を決定することが望まれる。</u></p> <p>(17) 相談支援体制整備事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 交付要綱に基づかない補助金交付について（結果）</p> <p>補助基準額について、交付要綱では1共同委託につき2,400千円と定めているが、実際のところ補助金額は町村ごとに事業費と2,400千円を比較して少ない額に補助率の2分の1を乗じて計算しており、1町村につき2,400千円を適用していた。</p> <p><u>所管課によると、本補助制度開始当初から補助金額の計算方法に変更はなく、これまで要綱の「1共同委託」が「1町村」と読み替えられて計算されてきた経緯は不明とのことであった。</u></p> <p><u>今となつては要綱の文言が誤っていたと考えるのが現実的ではあるにしても、7年もの間、要綱の文言を訂正することもなく、誤った要綱に基づき漫然と前例踏襲で事務手続を行い続けていたことは反省すべきである。</u></p> <p>(18) 出合いのきっかけ応援事業費補助金</p>	<p>(16) 身体障害者福祉団体育成事業費補助金【障害保健福祉課】</p> <p>① 補助金交付時の財政状況等の精査について</p> <p>平成29年度においては、決算書等の提出を求め、退職給付引当資産を含む財務状況等を精査し、補助金交付額を決定しました。</p> <p>今後も、必要に応じ関係書類の提出を求め等により、財務状況等を精査した上で補助金交付額を決定します。</p> <p>(17) 相談支援体制整備事業費補助金【障害保健福祉課】</p> <p>① 交付要綱に基づかない補助金交付について</p> <p>この補助金は、交付先を市町村としており、補助限度額についても当初から市町村単位としていたものであり、当該補助金交付要綱中、補助限度額について「1共同委託につき」という規定は「共同委託を行う1市町村につき」として交付決定したものです。</p> <p>当該事業は平成27年度で終了していますが、他の補助金交付要綱についても、規定上疑義が生じないよう留意します。</p> <p>(18) 出合いのきっかけ応援事業費補助金【少子対策課】</p>

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

17

監査結果	措置の内容
<p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助対象外経費の支払確認について（意見）</p> <p>総事業費の支払事実について、補助対象経費は領収書等が実績報告書の添付書類とされており領収書等を入手し確認しているが、補助対象外経費は領収書等の提出が求められておらず証憑書類を入手していなかった。</p> <p><u>実績報告書に添付されている収入支出額内訳書の中には、飲食材料代として参加者負担金と同額の補助対象外経費が計上されており、適正に申告がなされているか疑われるケースがあった。</u></p> <p><u>補助対象外経費も、支払事実を証憑書類により確認するため補助対象経費と同様に証憑書類を入手することが望まれる。</u></p> <p>② 補助対象経費の妥当性について（意見）</p> <p>補助対象経費の中に、ゲームの景品、参加賞、カップル成立プレゼント等の物品の購入費が報償費として計上されている事例が散見された。</p> <p>集客や演出の目的で物品が参加者に配られることは理解できるが、報償費とは役務の提供に対して支払われるものであるところ、参加者は受益者であって、これらの物品の購入費を報償費とすることは適切ではない。</p> <p><u>また、参加者に利益が直接的に供与されるものであり、補助対象経費とすることに問題がある。さらに、食糧費は同様の趣旨から補助対象経費から除かれていると考えられ、食糧費の取扱いと整合性に欠ける。</u></p> <p><u>従って、参加者に配られる物品の購入費は補助対象経費から除くことが望まれる。</u></p> <p>(19) 研究会発事業化支援事業費補助金（コンテンツビジネス）</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助対象事業への関与について（意見）</p> <p>新商品やサービスの提供においては、当初の計画を達成できない事がしばしば生じるが、未達となった原因分析が何よりも重要となる。</p>	<p>① 補助対象外経費の支払確認について</p> <p>平成29年度の補助要綱において、実績報告時の提出物として、「補助事業費の支出に係る領収書等の写し」を規定し、補助対象外経費についても証憑書類の提出を求めることとしました。</p> <p>② 補助対象経費の妥当性について</p> <p>参加者への景品・記念品等については、需用費とするなど適正に経費を区分するとともに、平成29年度の補助要綱において、参加者への景品・記念品等に係る経費については補助対象外と規定しました。</p> <p>(19) 研究会発事業化支援事業費補助金（コンテンツビジネス）【産業創造課】</p> <p>① 補助対象事業への関与について</p> <p>補助金の交付に際しては、事業化プラン認定時の専門家による審査や、補助金交付申請時の金融機関等の審査を経るとともに、事業計画内容を詳細に</p>

## 平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

18

監査結果	措置の内容
<p>この点、県は事業実施者から計画未達に至った原因を書面で徴収するとともに、コンテンツビジネス起業研究会の個別相談会において、コンテンツビジネスの専門家、金融機関、事業実施者を交えて原因等についての協議を行っていたが、審査項目の改訂等の具体的な対応は実施していなかった。</p> <p>こうした原因分析を踏まえた上で、<u>適時に補助金申請時の審査項目を改訂する等の具体的な取組に努めることが望まれる。</u></p> <p>他方、事業実施者の原因分析は、補助金を受けて製作していたため、当初予定の年度内でのアプリ提供と情報収集を行う必要があり、結果として大手有力アプリと提供時期が重複したことが主因とされている。</p> <p>しかし、補助対象事業には事業期間の繰越承認申請制度があり、県としてはこうした制度の利用を促すことで、大手有力アプリとの提供時期の重複は回避できた旨を適時・適切に指導すべきであったと考える。</p> <p><u>大型タイトルのリリース情報が事前に把握できない事情があったとはいえず、結果として、大型タイトルとの重複により、アプリリリース後の売上が低調となった状況を踏まえ、県として事業実施者より一層密接な対応策の協議及び適切な指導をすべきであったと考える。</u></p> <p>(20) 私立特別支援学校運営費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助対象経費の検証について(結果)</p> <p>事業実績報告書の補助対象経費の内訳を確認したところ、教育研究経費の奨学費の中に、減ずるべき他の補助金(高知県私立学校授業料減免補助金)の額に相当する432千円が含まれていた。</p> <p>補助基準額63,598千円が補助対象経費の実支出額98,976千円より少なかったことから、補助金交付決定額は補助対象経費の実支出額の一部に留まり、結果として集計の誤りは補助金交付決定額に影響を与えなかったものの、補</p>	<p>審査できる項目を設け、慎重に審査を行っているところであり、今後とも補助金の交付目的を達成できるよう、適切な審査項目の設定や、よりの確かな審査に努めます。</p> <p>事業実施者からのヒアリングにより補助事業の進捗等の状況把握に努め、場合によっては繰越承認申請制度の利用も視野に入れ、適時・適切な指導を行ってきたところです。</p> <p>今後とも、事業実施者のヒアリングを適時行い、状況変化にも留意しながら、専門家及び金融機関等との連携のもと、適切な指導や状況変化への対応策の協議に努めます。</p> <p>(20) 私立特別支援学校運営費補助金【私学・大学支援課】</p> <p>① 補助対象経費の検証について</p> <p>補助対象経費の検証に当たっては、補助金の適正な執行に努めていただくよう、学校法人に通知するとともに、補助対象外経費の内容が確認できる書類の提出を求めるなど、補助対象経費の確認を徹底します。</p>

## 平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

19

監査結果	措置の内容
<p><u>助対象経費の検証に当たっては、交付要綱に従い適切に集計されていることを確認する必要がある。</u></p> <p>(21) ライフサイクル資金貸付金利子補給金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助金交付額について(意見)</p> <p>高知県勤労者ライフサイクル資金貸付金(以下、本項において「貸付金」という。)を取り扱う金融機関に対し、平成17年3月末日までに貸付けを行った貸付金の資金調達に係る費用について補給するものであり、当補助金自体は平成27年度をもって終了している。予算執行額は、平成26年度において6,367円、平成27年度に至っては2円となっており、極めて少額となっている。</p> <p><u>今後は、補助金が少額となる場合には、補助金交付に係る事務コストを勘案し、見直しを検討することが望まれる。</u></p> <p>(22) 出産後の女性再就職促進事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助効果の検証について(意見)</p> <p>雇用された従業員が離職せず、その企業に定着することも、広い意味での雇用政策としては非常に重要である。そのため、当補助金を活用して雇用された従業員の就労状況について確認することも有用であると考えられる。</p> <p>本補助金は平成28年度で廃止されたが、<u>類似の補助制度を新たに設ける場合には雇用して1年後に事業主から就労状況について報告を求め、1年間経過後の定着率を補助効果として把握することが望まれる。</u></p> <p>(23) 新規就農者総合対策事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助金交付額の算定について(意見)</p> <p>県は、県農業公社が当該延滞貸付債権に対して計上する貸倒引当金に要する費用(繰入額)を補助対象経費とし、毎期2,000千円の補助金を交付している。</p> <p>延滞貸付債権が回収不能となり当該</p>	<p>(21) ライフサイクル資金貸付金利子補給金【雇用労働政策課】</p> <p>① 補助金交付額について</p> <p>本補助制度は平成14年度から実施され、平成27年度をもって終了していません。</p> <p>今後、類似の補助制度を設ける場合において、補助金額が少額となった時には、事務コストを勘案し、適宜見直しを行います。</p> <p>(22) 出産後の女性再就職促進事業費補助金【雇用労働政策課】</p> <p>① 補助効果の検証について</p> <p>本補助制度は平成26年度から平成28年度にかけて実施されましたが、雇用にあたって本補助金を活用した事例については、1年以上経過した後の定着率を把握するための調査を平成29年12月から平成30年1月にかけて実施しました。</p> <p>また、今後類似の補助制度を設ける場合には、定着率の把握についても検討します。</p> <p>(23) 新規就農者総合対策事業費補助金【農地・担い手対策課】</p> <p>① 補助金交付額の算定について</p> <p>平成29年度以降の事業では、指摘の内容も踏まえて、貸倒引当金繰入額への補助を行わないこととしています。</p> <p>また、平成28年度までに貸倒引当金に要する経費として交付した補助金については、適切な管理、執行がされる</p>

## 平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

20

監査結果	措置の内容
<p>債権を償却したような場合に、当該償却額に対する補助を行うのであれば一定の理解はできる。しかし、<u>貸倒引当金繰入額はあくまで見積計算に基づくキャッシュ・フローを伴わない費目であり、このような引当金繰入額に対する補助を行うのではなく、償却額に対して補助を行うなど、補助金の支払い方法について見直しを行うべきと考える。</u></p> <p>(24) 肉用牛導入資金供給事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助金の返還について（意見）</p> <p>「高知県肉用牛導入資金供給事業運用」において、県は各市町村に対して、以下のとおり基金が滞留しないよう運用することを求めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業実施計画の作成</p> <p>市町村は、基金運用期間中は、毎年度、別紙第1号様式により事業実施計画を作成、知事に提出するものとする。</p> <p>市町村は、基金残高及び事業計画両方を勘案し、基金が滞留しないよう、適切な事業実施計画を作成するものとする。</p> </div> <p>その上で、県は、各市町村に対して、対象事業が終了（基金の一部返納含む）した場合、基金の残額を県に納付するよう求めている。</p> <p>県の見解としては、「対象事業が終了（基金の一部返納含む）した場合」には、基金が有効利用されていない場合も含まれるとのことである。</p> <p><u>基金が有効利用されていないと判断される市町村に対しては、市町村と協議の上、基金の一部を県へ納付するよう求める必要がある。</u></p> <p>(25) 特用林産業新規就業者支援事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 就業実績の確認について（意見）</p> <p>交付要綱第18条の規定に基づく実績報告書等を閲覧したところ、補助事業の実績として、研修生の人数や、それぞれの研修期間、実施状況等について、市町村から報告を受けている。し</p>	<p>よう、継続的に県農業公社へ指導していきます。</p> <p>(24) 肉用牛導入資金供給事業費補助金【畜産振興課】</p> <p>① 補助金の返還について</p> <p>基金の利用状況については、各市町村からの運用状況報告により、毎年度、把握しているところです。</p> <p>これまでも、実施計画をもとに地域の肉用牛導入の実情について市町村と協議し、今後の基金運用が見込めない場合には一部返納を求めてきました。</p> <p>現在、基金を有する市町村においては、第3期産業振興計画による肉用牛振興にあわせ、畜舎の増築や新たな担い手の経営開始などがあることから、今後の活用が見込まれると把握しています。</p> <p>今後、市町村の運用状況をしっかりと把握し、基金が有効利用されていない市町村については、一部返納も含め協議していきます。</p> <p>(25) 特用林産業新規就業者支援事業費補助金【森づくり推進課】</p> <p>① 就業実績の確認について</p> <p>研修生の研修終了後の就業実績については、平成28年3月18日付けで補助金交付要綱の改正を行い、研修終了後2年間は、市町村から2回（7月末及び1月末まで）の就業状況報告書の</p>

## 平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

21

監査結果	措置の内容
<p>かし、当該補助を受けた研修生の研修終了後の就業実績については、交付要綱に報告する旨の規定はなく、県は市町村への電話による聞き取りによって就業実績を把握していた。</p> <p>特用林産業新規就業者の確保及び育成を図るという補助目的に照らすと、研修を終了した者が実際にどの程度就業したのかは、補助金の効果を測るためには必要な情報である。</p> <p><u>このため、県は研修実績だけでなく、その後の就業実績についても市町村から文書による報告を求め、情報を収集するべきである。</u></p> <p>なお、平成28年度においては、以下のとおり交付要綱の改訂を行い、平成28年度以降の就業実績については報告を受ける旨の規定が設けられており、平成28年7月末の就業実績は、室戸市（3名）、東洋町（該当者なし）であった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（研修終了後の報告等）</p> <p>第17条 補助事業者は、研修生が研修を終了した場合は、別記第4号様式による就業状況報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の就業状況報告書は、研修終了後2年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6箇月（これを下回る期間の場合は、その期間）の就業状況を報告するものとする。</p> </div> <p>(26) 県産材加工力強化事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助事業者の要件について（意見）</p> <p>交付先の1つであるA社の財政状態は債務超過が継続しているものの、直近年度（平成25年度）の税引前当期純利益は黒字であり、補助事業者の要件を満たしていることから、審査の結果、県は補助金交付先として選定している。</p> <p>しかし、主な黒字要因は前期損益修正益であり、その内容は、税務調査により指摘を受け、修正申告を行ったことに伴う決算修正とのことであった。なお、修正申告の原因となった具体的</p>	<p>提出を求めることにより把握することとしました。</p> <p>(26) 県産材加工力強化事業費補助金【木材産業振興課】</p> <p>① 補助事業者の要件について</p> <p>単年度利益の計上により事業採択を行う場合は、補助事業者の経営状況や将来性を検証したうえで、事業採択を行うか否か検討を行うこととしています。</p> <p>また、債務超過ではなく単年度損失を計上している補助事業者についても経営改善の計画等を確認し、事業採択を行うこととしました。</p> <p>なお、平成29年度については、債務超過及び直近の決算において損失を計上している交付先はありません。</p>

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

22

監査結果	措置の内容
<p>な事項について、県では把握されていなかった。</p> <p><u>税引前当期利益には上述のように、臨時的な要因により生じた特別損益項目が含まれていることから、債務超過の場合の特例要件を設ける場合、税引前当期利益ではなく、主たる営業活動の成果を示す営業利益や、経常的な活動成果を示す経常利益で判断することが望まれる。</u></p> <p>(27) 林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助金算定方法の見直しについて(意見)</p> <p>補助金の算定方法のうち、1.5%の料率は、「林業改善資金制度の運営について」(昭和51年6月1日51林野企第45号 林野庁長官通知)の以下の内容を参考に設定されたものである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 事務委託手数料</p> <p>(1) 都道府県が(中略)本資金の貸付事業に係る事務の委託を行う場合の事務委託手数料は、予算の範囲内においておおむね次に掲げる金額の合計額を下回らない額の範囲内で両者協議の上定めるものとする。</p> <p>ア 当該年度内に支払いを行った貸付金の累計額の1.5パーセントに相当する額</p> <p>イ 当該年度内に返済を受けた償還金の累計額の0.75パーセントに相当する額</p> <p>ウ 上記の金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額</p> </div> <p>県は、当該料率を毎年度12月末日貸付残高に乗じることで補助金の額を算定しているが、一定時点の貸付残高と、貸付事務・償還事務に係る事務負担は、必ずしも連動するものではない。すなわち、貸付残高という一定時点におけるストック情報よりも、「当該年度内に支払いを行った貸付金」や「当該年度内に返済を受けた償還金」のような、一定期間におけるフロー情報の方が、これらに係る事務負担と相関関係があると考えられる。</p>	<p>(27) 林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金【木材産業振興課】</p> <p>① 補助金算定方法の見直しについて</p> <p>制度導入から長期間経過しているため、他県の算定方法の根拠を整理した上で、金融機関と協議し、検討します。</p>

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

23

監査結果	措置の内容
<p>現在の算定方法は、平成16年度以降改訂されていない状況であり、算定方法の見直しの要否を検討すべきである。</p> <p>(28) 土佐の木の住まい普及推進事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 県産品贈呈事業について(意見)</p> <p>交付申請関係書類を閲覧したところ、交付申請書においてイベントの実施日、活動内容、来場世帯数等が記載されており、イベント参加者名簿も添付されているため、イベントに会場した世帯数は把握することができるものの、実際に県産品を配布した世帯数は明記されておらず、補助事業者に対して電話等にて確認を取っている状況とのことであった。</p> <p>この点については、イベント参加者名簿において県産品を配布した世帯を明示させることにより、事務負担の軽減が図られる他、配布世帯数を書面により報告させることで補助事業者に対する牽制効果も期待できる。</p> <p>このため、実際に県産品を配布した顧客の世帯数が明らかになるよう、交付申請書の様式を見直すことが望まれる。</p> <p>(29) 県産材販売促進検証事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助効果の検証について(意見)</p> <p>県は、県外において県産製材品を大規模かつ定量に販売するための課題として、以下の点を挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規取引の開拓のためには、県産材の品質と供給能力を提示することが必要</li> <li>・大消費地からの注文にも即応できる低コストの輸送体制を構築することが必要</li> </ul> <p><u>これらの課題に取り組むためには、例えば、新規顧客に向けた製品サンプルの出荷については、その後の取引の継続状況を把握することが必要であり、その状況について補助事業とは別に調査し把握されているものの、交付要綱において効果を検証する形とはなっていない。</u></p>	<p>(28) 土佐の木の住まい普及推進事業費補助金【木材産業振興課】</p> <p>① 県産品贈呈事業について</p> <p>平成29年4月6日付けで補助金交付要綱の改正を行い、県産品贈呈事業の交付申請書様式(別紙2)の備考欄に「高知県産品の内容(商品名、数量等)」を記載することとしました。</p> <p>(29) 県産材販売促進検証事業費補助金【木材産業振興課】</p> <p>① 補助効果の検証について</p> <p>平成29年4月1日付けで補助金交付要綱の改正を行い、第12条に「効果調査」に関する条項を新設し、補助事業による効果を指定様式により補助事業の完了した年度の翌年度5月31日までに報告することとしました。</p>

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

24

監査結果		措置の内容																																	
<p>協同組合高知木材センターが提出した平成27年度の実績報告書の概要は、以下のとおりである。</p> <p><b>【事業の成果】</b> 高知県産材を県外で大規模に販売する仕組みを構築するため、新規取引先へのサンプル出荷や県外消費地への定期便輸送を行った。</p> <p><b>【事業実績】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業量 (m)</th> <th>事業費 (千円)</th> <th>補助対象経費 (千円)</th> <th>左の財源 (千円)</th> <th>事業着手 年月日</th> <th>事業完了 年月日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 県外新規取引の開拓のためのサンプル出荷事業</td> <td>530.4041</td> <td>22,938</td> <td>22,938</td> <td>3,535</td> <td>19.403</td> <td>H27.4.7 H28.3.31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 県外消費地への定期便輸送事業</td> <td>1,907.6076</td> <td>11,064</td> <td>11,064</td> <td>4,980</td> <td>6.083</td> <td>H27.4.7 H28.3.31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,438.0117</td> <td>34,003</td> <td>34,003</td> <td>8,516</td> <td></td> <td>H25.487</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、実績報告書では、サンプル出荷や定期便輸送に係る出荷先や数量、単価等の詳細が報告されている。 しかし、実績報告の内容は、<u>出荷実績に係る定量的な情報にとどまっており、その効果検証は報告されていない。</u> <u>補助事業の趣旨に鑑みると、出荷実績に係る定量的な情報のみならず、効果検証に関する報告も求めるべきである。</u> なお、当該補助金の補助対象事業及び補助対象経費は、「1) 補助金の要約表」に記載のとおりであるが、<u>交付要綱上、サンプル出荷や定期便輸送に係る経費について補助する旨の規定にとどまっており、その効果を検証する内容が明示的には規定されていない。</u> <u>事業目的及び補助を行うことの趣旨に鑑みると、サンプル出荷や定期便輸送に係る効果検証についても、交付要綱の中で報告を求めるべきと考える。</u></p>		区分	事業量 (m)	事業費 (千円)	補助対象経費 (千円)	左の財源 (千円)	事業着手 年月日	事業完了 年月日	備考	(1) 県外新規取引の開拓のためのサンプル出荷事業	530.4041	22,938	22,938	3,535	19.403	H27.4.7 H28.3.31		(2) 県外消費地への定期便輸送事業	1,907.6076	11,064	11,064	4,980	6.083	H27.4.7 H28.3.31		合計	2,438.0117	34,003	34,003	8,516		H25.487		<p>(30) 四万十川財団運営費補助金【環境共生課】</p> <p>① 補助対象経費の積算方法について 平成28年度事業の実績報告は、実績</p>	
区分	事業量 (m)	事業費 (千円)	補助対象経費 (千円)	左の財源 (千円)	事業着手 年月日	事業完了 年月日	備考																												
(1) 県外新規取引の開拓のためのサンプル出荷事業	530.4041	22,938	22,938	3,535	19.403	H27.4.7 H28.3.31																													
(2) 県外消費地への定期便輸送事業	1,907.6076	11,064	11,064	4,980	6.083	H27.4.7 H28.3.31																													
合計	2,438.0117	34,003	34,003	8,516		H25.487																													

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

25

監査結果		措置の内容																															
<p>する経費等に対し補助を行っており、平成27年度における当該補助事業の収支状況は、以下のとおりである。</p> <p><b>【収入の部】</b> (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県補助金</td> <td>8,444</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の補助金</td> <td>3,576</td> <td>四万十川総合保全機構補助金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,020</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【支出の部】</b> (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局職員給与費</td> <td>4,868</td> <td>事務局長人件費</td> </tr> <tr> <td>事務局職員賃金等</td> <td>2,561</td> <td>経理契約職員人件費</td> </tr> <tr> <td>運営管理費</td> <td>2,529</td> <td>印刷製本費、通信運搬費等</td> </tr> <tr> <td>公益目的事業</td> <td>2,060</td> <td>印刷製本費、旅費交通費等</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,020</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>一方、平成27年度における財団の財務諸表を確認したところ、正味財産増減計算書に計上されている経常費用は16,602千円である。このうち、実績報告書上、補助対象経費とされているのは12,020千円ということになる。 交付要綱において補助対象経費とされている項目は、「1) 補助金の要約表」に記載のとおりであるが、<u>財団が計上した費用のうち、補助対象経費をどのような積算で算定しているか及びその根拠について、実績報告書に添付されている財団の総勘定元帳等からは判断できず、またこれらの積算方法について、県では、十分に把握していない状況であった。</u> <u>補助金交付額に影響を与える可能性があるため、実績報告の補助対象経費が適正であることを検証する観点から、補助対象経費の積算方法についても十分な確認が必要である。</u></p>		科目	金額	備考	県補助金	8,444		その他の補助金	3,576	四万十川総合保全機構補助金	計	12,020		科目	金額	備考	事務局職員給与費	4,868	事務局長人件費	事務局職員賃金等	2,561	経理契約職員人件費	運営管理費	2,529	印刷製本費、通信運搬費等	公益目的事業	2,060	印刷製本費、旅費交通費等	計	12,020		<p>報告書の添付資料として提出される財団の総勘定元帳により補助対象経費が確認できるよう、記載方法を「補助対象経費」「補助対象外経費」に区分しました。また、補助金の完了検査において、適正な支出であることを確認しました。</p> <p>② 四万十川基金に係る取扱要綱の整備について 財団への寄付金は「公益財団法人四万十川財団寄附金等取扱規定」(以下</p>	
科目	金額	備考																															
県補助金	8,444																																
その他の補助金	3,576	四万十川総合保全機構補助金																															
計	12,020																																
科目	金額	備考																															
事務局職員給与費	4,868	事務局長人件費																															
事務局職員賃金等	2,561	経理契約職員人件費																															
運営管理費	2,529	印刷製本費、通信運搬費等																															
公益目的事業	2,060	印刷製本費、旅費交通費等																															
計	12,020																																
<p>② 四万十川基金に係る取扱要綱の整備について (意見) 財団の財務諸表を閲覧したところ、平成27年度末時点で現金預金が5,783</p>																																	

監査結果		措置の内容													
<p>千円、特定資産として「四万十川基金」が48,226千円計上されている。</p> <p>特定資産に計上されている「四万十川基金」の使途について県へ質問したところ、運用方法についての内部決裁等による取り決めや、要綱等は定めていないとの回答であった。また、当該基金の財源は一般正味財産として整理されているため、外部からの使途の制約等は受けておらず、財団の意思により特定資産として区分しているものと考えられる。</p> <p><u>「四万十川基金」は、予め定められた使途のために積み立てられているものであることが想定されるが、現状はその取扱いが明確にされていないため、取扱要綱等を整備し、明確にしておくよう財団へ指導することが望まれる。</u></p>		<p>「取扱規定」という。)の定めにより、「一般寄付金」「特定寄附金」「特別寄附金」に区分されています。このうち「一般寄付金」は、使途を定めて募集している寄附金ではなく財団事業に対して寄附されているものです。現在、四万十川基金では一般寄付金のみ受領しているため、使途の制約を定められていない財産として一般正味財産として取り扱っています。</p> <p>一方、「特定寄附金」「特別寄附金」は、使途を定めて募集する寄附金であることから、取扱方法等について、財団において取扱規定を改正して、取り扱いを明確にするよう検討をしており、平成30年度の理事会に諮る予定です。</p>													
<p>(31) 漁業自主調整促進協議会補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助金の適正執行の確認について(結果)</p> <p>県は、平成25年度から平成27年度まで、4つの漁業自主調整促進協議会等(以下、本項では「協議会」という。)に概ね同額の補助金を交付していた。この内、須崎協議会の補助金実績報告書を閲覧すると、事業費の財源区分は次のようになっていた。</p> <p>なお、各協議会の事務局は関係市町村の担当者が担っている。</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経費の区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">負担区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>県補助金</th> <th>自己負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>操業指導監督及び漁業違反防止事業</td> <td>500,000</td> <td>174,000</td> <td>326,000</td> <td>専属指導船借上 年間1隻当 5万円×2隻 監視指導員報酬 年間1人当 5万円×4人 海士監視指</td> </tr> </tbody> </table>		経費の区分	事業費	負担区分		備考	県補助金	自己負担金	操業指導監督及び漁業違反防止事業	500,000	174,000	326,000	専属指導船借上 年間1隻当 5万円×2隻 監視指導員報酬 年間1人当 5万円×4人 海士監視指	<p>(31) 漁業自主調整促進協議会補助金【漁業管理課】</p> <p>① 補助金の適正執行の確認について</p> <p>漁業秩序の維持確立のために行う自主調整促進に関する事業において、密漁防止や漁業調整規則などの資料を協議会会員に配布し、啓発を行ったことを事業終了後の事業実績報告で確認しています。</p> <p>また、補助金の交付決定に際しては、補助事業者に対し補助金交付要綱の定めへの遵守、適切な事業執行に努めるよう指導徹底しています。</p> <p>要綱の改正については、協議会事務局の実施事業内容等を踏まえ検討します。</p>	
経費の区分	事業費			負担区分			備考								
		県補助金	自己負担金												
操業指導監督及び漁業違反防止事業	500,000	174,000	326,000	専属指導船借上 年間1隻当 5万円×2隻 監視指導員報酬 年間1人当 5万円×4人 海士監視指											

監査結果				措置の内容	
				導員報酬 年間1人当 5万円×4人	
啓発広報事業	10,000	3,000	7,000	インデックス、ファイル等	
計	510,000	177,000	333,000		
<p>ここで、啓発広報事業費の内容を確認したところ、カラーインデックス5冊、フラットファイル95冊及び白板マーカー1本となっており、税込10,000円の請求書と領収書が保管されていた。</p> <p>県の補助金で充当される金額は数千円と僅少ではあるものの、啓発広報事業費として、こうした文房具類がどのように活用されるのかは疑問が残るところである。また、金額も税込10,000円となるように購入されており、補助金を消化するための購入がなされているのではないかと疑念が生じる。</p> <p>今後は、補助対象事業費としてどのように活用されたか、また必要数の購入がなされているかの視点も加味して、実績報告書を検討する必要がある。</p> <p>なお、当該支出が操業指導監督及び漁業違反防止事業の事務費的な性質であるならば、補助要綱に事務費を補助対象経費として記載するべきである。</p>					
<p>(32) 外国人漁業研修事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助額の確認事務について(結果)</p> <p>高知県外国人漁業研修センター(任意団体)(以下、本項では「研修センター」という。)が実施する外国人実習生研修事業の内、陸上研修に要する経費を県が補助するものであり、研修センターで要する他の経費は外国人漁業実習生を受け入れる船主が負担している。</p> <p>本監査において、研修センターの決算書における研修センター全体の事業費の状況を確認すると、総事業費は13,306千円となっており、研修センター全体の事業費よりも補助金実績報告</p>					
<p>(32) 外国人漁業研修事業費補助金【漁業振興課】</p> <p>① 補助額の確認事務について</p> <p>当該補助金については、28年度交付分から研修センターの決算書と補助金実績報告書の整合性を県が確認することとしました。</p> <p>また、補助金実績報告書に係る領収書を精査し、補助対象経費の確認作業を行うこととしました。</p> <p>加えて研修センターに対し、適切な事務となるよう指導しました。</p>					

監査結果	措置の内容
<p>書に係る総事業費(16,236千円)が多い状態となっていた。</p> <p>県担当者が研修センターへ照会すると、研修センターとは別に監理団体(高知かつお漁業協同組合と高知県漁業協同組合)が補助対象経費を支出しているために、こうした状況になっているとのことであった。</p> <p>今回のケースは、船主が監理団体を通して補助対象経費を支出しており、実質的な問題は生じていなかったが、補助金実績報告書に他団体が支出した金額を記入しており、適切な事務とは言い難い状況である。</p> <p>また、監理団体が支出した経費を除いた研修センターが支出した補助対象経費は総額で7,621千円(11,533千円-3,911千円)となり、ここから計算される補助額は1,905千円(7,621千円÷4)となり現在の補助額が不適切となる可能性もあった。</p> <p>今後は、研修センターの決算書と補助金実績報告書の整合性を確認する必要がある。その上で必要に応じて補助金実績報告書に係る領収書をサンプルベースで確認する等の方法により補助対象経費の確認作業を十分に必要がある。</p>	<p>(33) 漁業生産基盤維持向上事業費補助金</p> <p>① 補助対象経費のあり方について</p> <p>指摘の趣旨をふまえ、平成29年度から、フォークリフトへの補助については、優良衛生品質管理市場・漁港認定に資する場合に必要な機器(例：電動フォークリフト)であることを、審査会で認められた場合のみ、補助の対象としました。</p>
<p>(33) 漁業生産基盤維持向上事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助対象経費のあり方について(意見)</p> <p>平成27年度において、各市町村を通して高知県漁業協同組合(以下、本項では「県漁協」という。)及び久礼漁業協同組合に対してフォークリフトの購入費用に係る補助金を6,347千円交付していた。</p> <p>交付要綱では、補助対象外事業と経費について、「漁獲物の運搬等に供するものについては、個々の事業ごとにその必要性を審査する」とされている。</p> <p>ここで、当該審査を実施する「高知県漁業生産基盤維持向上事業審査会」の議事録を閲覧すると、審査員の意見として、フォークリフトのメンテナンス状況を記録する旨や、入札等による</p>	<p>(34) 県1漁協財務改善資金利子補給金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助金のあり方について(意見)</p> <p>県漁協は信漁連からの借入金について、所定の金利を支払う必要があるが、その一定額を県が負担する事で、実質的に0.5%の利率での借入を行っている。</p> <p>県漁協の平成20年度からの財務内容を確認したところ、その概要は次のとおりであった。</p>

監査結果	措置の内容
<p>競争性を有した購入等についての記載はあるものの、機能維持としてのフォークリフトの整備事業の必要性に関する記述は確認できなかった。</p> <p>製氷施設や鮮度保持のための機器等、漁業特有の設備投資であれば、一定の補助も必要になるであろうが、<u>漁業の特殊性に起因しない設備投資に補助金が交付されるという事は、他の一般事業者との公平性の観点から問題があると考ええる。</u></p> <p>また、漁業協同組合の経営という視点に立った場合にも、フォークリフトの整備までが補助金交付の対象となる場合に、自助努力による経営意識の低下を招くとも思われる。</p> <p>今後のフォークリフト整備事業費は、機能の向上が見込まれる場合を除き、補助対象外とすることが望まれる。</p>	<p>(34) 県1漁協財務改善資金利子補給金</p> <p>① 補助金のあり方について</p> <p>県は、高知県の漁協の経営基盤を強化するため、高知県内の漁協を一元化する高知県1漁協構想を推進しており、高知県漁業協同組合(以下「県漁協」という。)は、その核となる団体です。資源の減少や魚価の低迷など漁業を取り巻く状況が一層厳しくなる中、本県漁業の生産基盤の安定を図っていくためには、県漁協の経営安定は重要であることから、今後、支援制度の創設にあたっては、その目的に即した形を検討していきたいと考えています。</p>
<p>(34) 県1漁協財務改善資金利子補給金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助金のあり方について(意見)</p> <p>県漁協は信漁連からの借入金について、所定の金利を支払う必要があるが、その一定額を県が負担する事で、実質的に0.5%の利率での借入を行っている。</p> <p>県漁協の平成20年度からの財務内容を確認したところ、その概要は次のとおりであった。</p>	<p>(34) 県1漁協財務改善資金利子補給金【水産政策課】</p>

(単位：百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
事業利益	△6	△117	△62	△74	△39	△54	△2	143
経常利益	238	25	△131	△53	94	58	177	256
当期純利益(※)	92	51	△143	△59	24	46	164	149
出資金(A)	923	922	923	861	838	831	819	813
資本準備金(B)	17	29	29	-	-	-	-	-
利益剰余金(C)	△347	△296	△440	△471	△446	△399	△235	△86
その他(D)	-	△9	△14	△0	-	-	-	-
純資産(A～D計)	593	644	496	389	392	431	583	727

〔※〕県漁協の業務報告書上は「当期剰余金」と表示されている。

平成24年度頃より黒字傾向が続き、財務内容の改善が見受けられる。

県漁協発足当初の不安定な財務基盤を支援する趣旨は理解できるところで



## 平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

30

監査結果	措置の内容
<p>あるが、財務内容の改善が続いている状況下での補助金交付は、<u>経済合理性を欠くと言わざるを得ない。</u></p> <p>当該補助金は、平成19年11月の貸付日から10年以内が利子補給期間とされており（交付要綱第4条）、平成29年度には補助事業が終了することになる。</p> <p>今後、<u>新たな補助制度を設ける場合は、県漁協の財務状況に応じた取扱いをすることが望まれる。</u></p> <p>(35) 漁協経営基盤強化事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助効果の確認について（結果）</p> <p>県は、当該補助金の効果を把握するため、県漁協支所単位での債権残高の増減額は把握しているが、その詳細な内訳は把握していなかった。</p> <p>債権管理においては、滞納債権の新規発生額、回収額、償却額（債務者の自己破産等により債権を消滅させる事）を区分把握し、いかに新規発生額を抑制するかが重要となる。</p> <p>今後は、<u>支所単位での新規発生額や回収額等を把握し、当該補助金の補助効果を定量的に測定できる体制を構築する必要がある。</u></p> <p>(36) 浄化槽設置整備事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 実績報告書の添付書類の記載について（結果）</p> <p>補助対象設置者一覧表（別紙5）の様式は、浄化槽設置工事ごとの管理者氏名、設置場所、施工業者、設置費等の内訳を報告する内容となっている。また、単独処理浄化槽撤去費が補助対象になっている場合は、当該撤去費の額を「設置費」欄の上段に内数で括弧書きにより記入することとされている。</p> <p>しかし、高知市の実績報告に添付された設置費補助対象者設置一覧表（別紙5）においては、設置費の記載はあるが、設置費欄の上段に内数で括弧書きにより記載すべき単独処理浄化槽撤去費が記載されておらず、個々の案件単位で実際の支出額が基準額を上回っ</p>	<p>(35) 漁協経営基盤強化事業費補助金【水産政策課】</p> <p>① 補助効果の確認について</p> <p>債権の新規発生や回収状況の把握については、平成28年度第6回高知県漁協理事会において、100万円以上の延滞債権の状況を理事会で報告することが承認されました。この報告には、支所別の個人別回収状況や新規発生状況が含まれており、県はその内容を確認するなど債権管理の状況を定量的に把握していきます。</p> <p>(36) 浄化槽設置整備事業費補助金【公園下水道課】</p> <p>① 実績報告書の添付書類の記載について</p> <p>実績報告について、交付要綱に定める様式に従い、内訳の報告が行われるよう、市町村担当者会で口頭により周知をしました。今後も徹底を図っていきます。</p>

## 平成28年度包括外部監査結果に基づく措置について

31

監査結果	措置の内容
<p>ているか確認が出来なかった。</p> <p><u>単独処理浄化槽撤去費についても、設置費と同様、補助対象経費に含まれる項目であるため、交付要綱に定める報告様式に従い、内訳の報告を求める必要がある。</u></p>	